

宮獣発第130号
令和8年8月19日

会 員 各 位

公益社団法人宮城県獣医師会
会長 渡邊 清博
(公印省略)

令和8年熊本地震動物救護活動等の支援について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本会事業の運営につきまして、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり公益社団法人日本獣医師会から支援要請があり、本会でもこの取組みに協力いたしたく、会員の皆様の御協力をお願い申し上げます。

支援金につきましては、下記口座にお振込みいただき本会から日本獣医師会宛て一括して振り込みますので、よろしくお願いいたします。

なお、募集期間は、一旦、令和8年9月30日(水)までとさせていただきます。

記

1 振込口座

(1) ゆうちょ銀行から振り込む場合

口座記号・口座番号：02250-1-63813

加入者名：宮城県獣医師会災害口

(2) ゆうちょ銀行以外から振り込む場合

支店名：二二九

当 座：0063813

加入者名：宮城県獣医師会災害口

【連絡先】

公益社団法人 宮城県獣医師会事務局

TEL：022-297-1735

FAX：022-297-1737

e-mail：jimukyoku@miyajju.jp

8日獣発第159号
令和8年8月4日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

令和8年熊本地震動物救護活動等の支援について

このたびの令和8年熊本地震により被災された地方獣医師会及び地方獣医師会会員獣医師の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

日本獣医師会におきましては、7月29日に「第1回日本獣医師会令和8年熊本地震緊急対策本部」を開催し、7月30日から危機管理室から統括補佐及び災害対策部門災害対策委員、並びに本会職員を現地に派遣して、地元熊本県獣医師会と被災状況及び今後の支援のあり方等について協議したところです。

つきましては、その結果を踏まえ、被災動物の救護及び被災地の獣医療提供体制の復旧等のための支援を下記のとおり行うことといたしましたので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 支援金の募集

(1) 支援金の名称等

令和8年熊本地震の災害に対し、被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧等の支援を目的として、「令和8年熊本地震動物救護活動等支援金（以下「支援金」という。）」を広く募集します。

(2) 応募の方法等

地方獣医師会におかれては、別紙「令和8年熊本地震動物救護活動等支援金募集要領」を参照のうえ、会員構成獣医師からの支援金の募集活動に取り組んでいただき、取りまとめた支援金（自らの拠出を含む。）を別紙の支援金振込口座へ振り込んでいただくようお願いいたします。

また、一般市民からの支援金については、別途集計の上、支援金総額の内数として報告をお願いいたします。会員構成獣医師からの寄付につきましては地方獣医師会にてお取りまとめをお願いいたします。

なお、本支援金は、特定公益増進法人等寄付金特別控除の対象となりますので、募金をされた会員構成獣医師及び一般市民が税務申告等のため、受領書（領収書）を必要とされる際は、①会員構成獣医師が地方獣医師会へ送金した日付、②氏名（受領書に記載する氏名となります。）、③住所、④募金金額を取りまとめの上、メール（soumu@nichiju.or.jp）にてご連絡願います。後日、本会から地方獣医師会に当該会員構成獣医師宛の受領書（領収書）を郵送させていただきます。

3 被災動物に対する診療・保護預り等

被災動物に対する診療、保護預り等については、熊本県の「令和8年熊本地震動物救援本部」による活動のほか、今後の現地からの要請があった際には、本会から全国の地方獣医師会及び会員構成獣医師に対して、具体的な支援依頼を行うこととしておりますので、その際は特段のご支援、ご協力をお願いいたします。

本件内容の連絡先

日本獣医師会事務局： 猪俣、畠山、松岡、原、駒田

TEL：03-3475-1601

FAX：03-3475-1604

E-mail：jvma-donation@nichiju.or.jp

8 日獣発第 161 号
令和 8 年 8 月 7 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

令和 8 年熊本地震動物救護活動に係る支援金の取扱いについて

先般、8 日獣発第 159 号「令和 8 年熊本地震動物救護活動等の支援について」により、被災動物の救護及び被災地の獣医療提供体制の復旧等のための支援をお願いしたところです。取り組んでいただいている地方会の皆様には謹んで御礼申し上げます。

熊本県獣医師会では 8 月 4 日に「熊本地震ペット救護本部（以下「現地本部」という。）」を設置し、8 月 6 日から被災動物救護や被災者の飼育支援活動に係る募金を開始しました。

(熊本県獣医師会ホームページ)

http://www.kumaken.jyu.or.jp/upload/file/upfile_20260806-1543506a742d264942e.pdf

なお、現地本部の募金は、熊本県内における動物の災害対策のみを目的としているため、本会の支援金のように、熊本県内での現地本部による被災動物支援活動のほか、日本獣医師会が行う熊本県外での被災動物支援（必要に応じた県外での一時預かり、現地支援要員の派遣や各地からの支援物資の確保・輸送等）、獣医療提供体制の復旧（診療施設等が損壊した会員への復旧支援）及び募金状況を踏まえた公益目的事業強化（今回の災害が終息した後の、熊本県以外での災害への備えや新たな災害発生時の緊急支援など）への使用は見込まれておりません。つきましては、この点にご留意の上、被災地である熊本県獣医師会を除く各地の地方獣医師会が取りまとめた募金につきましては、日本獣医師会あてにお寄せくださいますようお願いいたします。

本件内容の連絡先

日本獣医師会事務局：猪俣、中村、松岡、原、駒田
TEL：03-3475-1601 FAX：03-3475-1604
E-mail：inomata@nichiju.or.jp

公益社団法人 日本獣医師会
「令和8年熊本地震動物救護活動等支援金」
募 集 要 領

1 趣 旨

日本獣医師会は、令和8年熊本地震における被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧等の支援を目的として「令和8年熊本地震動物救護活動等支援金」を募集する。

2 支援金の名称

令和8年熊本地震動物救護活動等支援金

3 募金の期間

令和8年8月4日から当分の間（募金の募集期間は、現地における動物救護活動等の推進状況を踏まえ決定する。）とする。

4 支援金の募集と振込み（寄附）先

会員地方獣医師会は、前記1の趣旨を受け、会員構成獣医師及び一般市民からの支援金の募集活動に当たっていただき、取りまとめた支援金（自らの拠出を含む。）を次の支援金振込口座に振り込むこととする。

「令和8年熊本地震動物救護活動等支援金」振込口座			
銀 行 名	みずほ銀行	(0001)	
支 店 名	青山支店	(211)	
区分・口座番号	普通預金	(2428405)	
口 座 名 義	コウエキシャダンホウジンニホンジュウイシカイ 公益社団法人日本獣医師会		
	カイチョウ	クラウチイサオ	会長 藏内 勇夫

5 支援金の使途、取扱いについて

一般寄附金は、寄附総額の50%以上を定款第4条に規定する本会事業（公益目的事業）に使用する。

前記4により所定の支援金振込口座に入金された支援金は、令和8年熊本地震における被災動物の救護及び獣医療提供体制の復旧等を支援するとともに、募金状況を踏まえて本会公益目的事業の強化に充てる。

6 税の優遇措置

本会は、内閣総理大臣より「公益社団法人」としての認定を受けているので、本会への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられる。また、税額控除に係る証明を取得しているため、個人様の寄附については前記の所得税又は所得控除のいずれか一方を選択することができる。

また、受領書（領収書）を必要とされる際は、①会員構成獣医師及び一般市民が地方獣医師会へ送金した日付、②氏名（受領書に記載する氏名）、③住所、④募金金額を取りまとめの上、メール（soumu@nichiju.or.jp）にてご連絡願います。後日、本会から地方獣医師会に当該会員構成獣医師及び一般市民あての受領書（領収書）を郵送する。

(参考)

「令和 8 年熊本地震動物救護活動支援金」の使途について（補足）

支援金については、日本獣医師会定款第 4 条に規定する（公社）日本獣医師会の公益目的事業に使用することとされています。

日本獣医師会定款（抜粋）

（公益目的事業）

第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。

- （１）獣医師道の高揚及び獣医事の向上
- （２）獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医学教育の充実
- （３）獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進
- （４）動物の福祉の増進及び適正管理の推進並びに動物愛護精神の高揚
- （５）前各号に掲げる事項の普及啓発並びにこれらに関する情報の収集・提供及び国内・国際交流の推進
- （６）その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、日本全国を区域として行うものとする。

このため、「令和 8 年熊本地震動物救護活動支援金」に寄せられた寄付金は、被災動物の健康を守るための獣医療提供支援や動物用医薬品や療法食等のフード、衛生関連用品等の確保提供支援、被災動物の一時預かりのための施策、現地で被災動物及びその飼い主さんを支援するための人材の派遣・育成、被災状況等の調査をはじめとする様々な情報収集及び情報提供、公衆衛生の向上のための支援及び普及啓発等、獣医療を通じて動物と飼い主さんを支援する様々な活動に使われます。